

## 奈良県屋外広告物安全点検実施ガイドライン

### 1. ガイドラインの目的

屋外広告物に関する法令の趣旨、目的の一つに「公衆に対する危害の防止」があります。奈良県では、奈良県屋外広告物条例第12条に定める管理義務規定において、屋外広告物を良好な状態に保持しなければならない旨が定められています。

本ガイドラインは、屋外広告物を適切に管理し、安全性を確保するために、安全点検の方法等について実施細目を示すことで、公衆に対する危害の防止に資することを目的とします。

### 2. 対象範囲

#### (1) 安全点検を要する屋外広告物

簡易広告物等(※<sup>1</sup>)を除く全ての屋外広告物について、許可の有無に関わらず定期的な安全点検が必要です。

※<sup>1</sup>ここでは、はり紙、はり札、立看板、広告幕、アドバルーン、壁面に直接塗装またはシートを貼り付けたものをいいます。簡易広告物等であっても、適切な管理は必要です。

#### (2) 安全点検を実施する者

屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者または占有者は、自らまたは専門知識を有する者(※<sup>2</sup>)による屋外広告物の安全点検を定期的実施してください。

屋外広告物による事故等があった場合、民法において、所有者または占有者に賠償等の責任が生じます。

※<sup>2</sup>地上から広告物上端までの高さが4メートルを超える広告物は、危険性が高まり、点検に高度な専門知識を要します。このような広告物の点検は、屋外広告士または屋外広告物点検技能講習会受講者等、広告物の点検に関して必要な知識を有する者が実施してください。

後述する奈良県広告美術塗装業協同組合において、点検者の紹介を行っています。

### 3. 点検の実施方法

#### (1) 点検時期の目安

##### 新設【設置日が明確】

設置日からの経過年数	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
点検方法	目視点検	標準点検	詳細点検

##### 既設【設置日が不明】

初回点検日からの経過年数	初回点検	初回点検から10年未満	初回点検から10年以上
点検方法	標準点検	標準点検	詳細点検

初回の点検以降は、3年ごとに定期点検を行うようにしてください。定期点検は、前回の点検から2年9カ月～3年を経過した頃に行うようにしてください。

(2) 点検方法

- i 目視点検 目視による点検を行うこと。
- ii 標準点検 おおむね60センチメートル以内に近づき、目視、触診、打音及び検査により広告物等の外部及び内部等について点検を行うこと。
- iii 詳細点検 測定器具を用い屋外広告物及び掲出物件を構成する部材について詳細な計測や検査を行うこと。

目視点検または標準点検を行った結果、安全性の確認ができない場合は、その箇所について詳細点検を行ってください。

(3) 点検箇所と点検項目

点検箇所	点検項目
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき 3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間 2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等 3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等（※ <sup>3</sup> ）の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 ※ <sup>3</sup> シート、金属板、プラスチック板などを切り抜いて作った文字等 2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置のゆるみ、不点灯、不発光 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 3 周辺機器（※ <sup>4</sup> ）の劣化、破損 ※ <sup>4</sup> 分電盤、配線、変圧器（トランス）、スイッチ等
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ等）の腐食、破損 2 避雷針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常 3 その他

以上の点検項目について異常の有無を確認してください。異常有りと判断される箇所について、要改善または経過観察のどちらに該当するかを確認してください。次回の定期点検（3年後）までに倒壊、落下等の危険が無いと判断できる場合のみ、経過観察となります。それ以外の場合は、要改善となります。要改善となった箇所については、早急に補修等の処置をとった上で、改善計画を立て、速やかに改修工事を行う等して安全性を確保してください。

#### (4) 点検記録の保存

安全点検を実施するにあたって、「奈良県屋外広告物安全点検記録」を作成し、保存してください。奈良県屋外広告物安全点検記録には、点検した広告物の全体写真（※<sup>5</sup>）を添付してください。点検の結果により、必要に応じて点検箇所の個別写真も添付してください。

※<sup>5</sup> 写真はカラーとし、鮮明に撮影してください。（概ね150万画素数以上）

デジタルカメラ以外の特殊な機器を使って撮影する場合を除き、撮影写真は89mm×127mm（L判）を標準とします。ただし、撮影後奈良県屋外広告物安全点検記録を作成するにあたり、鮮明度を損なわない範囲で縮小できます。

#### 4. 災害発生時の安全点検

地震や台風などの災害発生時には、定期点検の実施とは別に、直ちに屋外広告物の目視点検を行うようにしてください。

#### 5. 補修等の実施

安全点検の実施等により、屋外広告物の状態について異常を把握した場合は、条例第12条に規定する管理義務により、必要な補修その他必要な管理を速やかに行わなければなりません。

#### 6. 安全点検に関する技術的助言

奈良県では、屋外広告業の事業者団体である奈良県広告美術塗装業協同組合と連携し、実効性のある安全性確保推進を目指しています。奈良県広告美術塗装業協同組合には、以下の事項について、協力をお願いしています。

- ・屋外広告物点検技能講習会の受講斡旋や周知活動
- ・点検を実施する技能を持つ人材の育成、紹介
- ・点検の方法や屋外広告物安全点検記録の作成方法等に関するアドバイス
- ・その他屋外広告物の安全性確保の推進に関すること